

Q520. 36 協定の時間外労働の上限時間に関する基準を教えてください。

36 協定では、①1 日、②1 日を超え 3 か月以内の一定期間、③1 年間のそれぞれにおける時間外労働の上限時間を定めなければなりません。

②1 日を超え 3 か月以内の一定期間及び③1 年間の上限時間については、時間外労働の限度に関する基準（平成 10 年 12 月 2 日労告 154 号）が定められており、1 週間 15 時間、2 週間 27 時間、4 週間 43 時間、1 か月 45 時間、2 か月 81 時間、3 か月 120 時間、1 年間 360 時間となっています。ただし、この告示では「特別条項付きの 36 協定」を締結すれば、限度時間を超える時間を延長時間とすることができるとされています。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成